

# アメリカで開催される国際的な食の専門見本市への長野県ブース設置・運営業務仕様書（案）

産業労働部 営業局

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う「アメリカで開催される国際的な食の専門見本市への長野県ブース設置・運営業務」（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 委託業務名

アメリカで開催される国際的な食の専門見本市への長野県ブース設置・運営業務

## 2 業務の目的

アメリカで開催される国際的な食の専門見本市「Winter Fancy Food Show 2025」に長野県ブースを設置・運営し、出展する県内事業者に対して海外バイヤー等との商談機会を創出することで、海外への販路開拓・拡大を支援する。

### <Winter Fancy Food Show 2025 の概要>

会 期	令和7年1月19（日）～21日（火）
会 場	Las Vegas Convention Center
主 催 者	Specialty Food Association (SFA)

## 3 委託契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

## 4 業務の内容

### （1）展示会主催者への出展の申込み・支払い

受託者は、委託者と協議の上、見本市の主催者と調整を行い、出展申込み及び出展料の支払いなど、出展に係る一切の手続きを行うこと。合わせてブース運営に必要な設備・備品等についても申し込みをすること。ブース出展・運営に関わる経費については、受託者の責任において、委託料の中から確実に支払いをすること。

### <長野県ブースの概要>

出 展 規 模	4小間(45㎡)程度を確保すること。
出展料申込期限	令和6年8月末までに主催者に申込をすること。
出展料支払い	主催者から指定のある支払い期日までに出展に関わる費用を支払うこと。

### （2）参加事業者のサポート

本事業に出展する8事業者の展示会出展に向けたサポートを行うこと。また、出品する商品については、輸出通関に関する手続き（インボイスの作成、パッキングリストの作成等）国内からアメリカへの輸送、現地倉庫及びアメリカ国内での配送手配等は、全て受託者が行い、手続きに関する費用は委託料の中から支出するものとする。ただし、輸送費、関税等の経費については参加事業者の負担とする。

また、必要に応じて各出展者に対して、展示会での商品陳列や販路開拓のために必要なアドバイスを適宜行うこと。

更に参加事業者の渡航及び現地でのサポート（移動手段の確保等）も合わせて行うこと。

### **(3) 広報物の制作等**

出展商品を紹介するためのパンフレット（代替するものでも可）を制作し、ホームページ等の広告媒体により、事前に現地バイヤー等に対し広く情報発信するとともに、会場で配布することなどを行い、ブースへの集客につながる取組を実施すること。

なお、パンフレット等の仕様については、委託者と受託者が協議の上、決定すること。

### **(4) 長野県ブースに招待する有力バイヤー等の選定及び招待状の作成等**

食品卸、小売り、飲食等の分野で商談の成約が高く見込まれ、販路拡大に繋がるバイヤー、インポーター、小売店オーナー、レストラン関係者等の招待客を選定し、招待状（データ可）を作成の上、長野県ブースに招待すること。招待客の選定にあたっては、委託者と相談の上、決定すること。また招待客の入場券（バッジ等）の手配を行い、招待客に事前に送付すること。入場券に係る費用は委託料の中から支払うこと。

### **(5) 長野県ブースの企画・設置**

出展事業者・商品を考慮し、長野県の自然、歴史、文化等、テロワールが伝わるようなコンセプトを策定し、そのコンセプトを踏まえたブースデザインとすること。訪問したくなるようなブースであるとともに、他国及び国内地域との差別化が明確で、長野県の商品であることが記憶に残るものであること。

なお、コンセプト及びブースデザインについては、委託者と受託者が協議の上で決定し、装飾については、現地の業者に時間に余裕をもって発注、支払いをすること。また、ブースの施工及び撤去についての管理監督も適切に行うこと。

### **(6) 長野県ブースの運営等**

展示会期間中は、より多くの成約につながるよう、有力バイヤーの長野県ブースへの呼び込みや出品商品のPRを行うなど、参加事業者とバイヤーの商談が円滑に進められるようサポートに必要な人員を配置すること。参加事業者とバイヤーの商談のため、出展事業者数に応じた英語が堪能な通訳を適正に配置すること。

また、現地でのバイヤーとのネットワーク構築、出展する事業者のサポート、アメリカでの販路開拓支援のため、会期中、県が指定する職員を2名派遣し、県ブースの運営に従事させる体制（アメリカと日本の往復航空券、現地ホテルの手配（三ツ星相当ホテル朝食付きシングル4泊、会場最寄り）、空港と宿泊ホテルまでの移動手段の確保、WiFiの手配（無制限・6日間）等）を整え、委託料の中から支払うこと。

### **(7) 展示会後の出展事業者サポートについて**

出展後は委託者と協議の上、出展した事業者にアンケートを実施すること。アンケートでは、輸出に関する現状の課題等を確認し、その課題を解決するためのサポートも適宜実施すること。サポートについては、関係機関と連携して実施すること。

なお、アンケート結果については受託者が取りまとめの上、委託者に共有すること。

### **(8) 報告書の作成**

事業終了後、事業の実績をまとめた報告書を作成し、委託業務完了後10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに委託者に提出すること。

## 5 スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、委託者と協議のうえ決定する。

日 程		項 目
8月	中旬	・受託事業者決定
	下旬	・出展申込み
以降		・展示会に向けた準備 ・出展事業者との打ち合わせ ・事前対策セミナーの開催 ・出品酒輸送手続き ・招待客リスト作成、招待状送付 等
1月	19～ 21日	・展示会の運営 (展示会の会期前後はブース運営のため要渡航)
3月	31日	・実績報告書の提出

## 6 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

## 7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

## 8 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと
- (2) 本事業成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。
- (3) 受託者は、本事業完了後、委託業務完了後10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに業務完了報告書を紙媒体1部、電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）で委託者に提出すること。

## 9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 10 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者があらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

## 11 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行わなければならない。
- (4) 受託者は、本事業の実施に当たっては、本仕様書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (5) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (6) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項について、委託者の指示に従わなければならない。
- (7) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (8) 本事業で生じた一切の訴訟については、受託者の責任において対応するものとする。